

Muribushi

群星

隔月発行【むりぶし】

特集

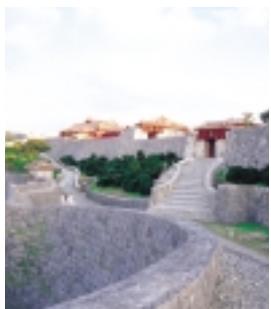
化学物質管理促進法の
施行について

2001年
3





01	沖縄の振興 「目利きの大人たち」の楽園創り <small>(株)ギヤンディヤド・ヨウジ・テクノロジーズ 代表取締役 残間 里江子</small>
02	特集 Edition 化学物質管理 促進法の施行について
06	仕事の窓 行政情報の公開の推進に向けて
07	国際会議等各種会議の 沖縄開催の推進に向け現地連絡会議が発足
08	國營宮古土地改良事業完工
09	ベンチャープラザ沖縄100-1の開催について
10	開発建設部・省庁再編に伴い国土交通省から 権限委任された新たな事務
11	改正海上運送法のポイント
12	管内経済情勢報告
13	那覇第2地方合同庁舎の建設に着手
14	トピックス局の動き
15	アクアポリスの売却・解体から考えたこと
16	沖縄在勤の思い出
17	琉球放送報道局記者 砂川 裕
18	総務部
19	財務部
20	農林水産部
21	経済産業部
	運輸部



表紙解説
世界遺産に登録された首里城跡
(那覇市・歓会門方面から撮影)
首里城は琉球国王の居城として王国の政治・外交・文化の中心的役割を果たしてきました。



シュレッダーダスト再加工設備
拓南商事 と拓南製鐵 では、「先導的エネルギー使用合理化設備導入モデル事業」に取り組んでいます。この事業は、現在、埋立処分されている廃自動車のシュレッダーダストを、さらに細かく破碎し、その一部を燃料として回収し、電気炉の助燃材として利用することにより省エネを図るもので



守るつ地球環境!

省エネルギー「シュレッダーダスト再利用」

株式会社
キャンティッシュ・リミテーションズ代表取締役



殘間里江子

何故これほどまでに洋縄が好きにならなかったのだけれど。できれば人生の終盤は洋縄で通じたことが思ひてこそ。

が人の何人かが同じで、たまたま
して、中でも、「老後を楽しく過す友
の会」のメンバーとは時々誘って沖
縄に行き、「理想の場」探しをしてくる。
初めて沖縄を訪れたのは返還の年
の夏だった。女友達一人との気楽な旅
で、ひめゆりの塔も首里城にも立ち
寄らず、「一泊三日」若さにまかせてハ
ーモニカの歌を弾いて、踊る。

の夏だった。女友達一人との気楽な旅でひめゆりの塔も首里城にも立ち寄らず、「一泊二日」、若さにまかせてハーチでひたすら肌を焼いていた。

「そうはしてはしても、私の頭のど」、かに反戦運動に熱心だった親に育てられた影響もあって沖縄の人たちに対する「呵責」は否めなかった。

女三人連れ立て米軍払い下げ屋
ツブへ行き、軍服の古着や「ンバット・ウ
オッシュ」を買った時にはさすがに気が
咎め、胸の奥底に小さな痛みが走った。

その後、女性記者時代に取材で行ったのも含めれば、三十九回以上こひらへ回ったのが、訪れたつか。

沖縄の振興 「目利きの人たち」 の楽園創り

行くたびに新たな沖縄のよさを見、家を買つのは無理でもせめて毎年最低一週間は行ける身分でいたいものだと願つて。そんな私からすると、沖縄には振兴して欲しいような欲しくなる複雑な気持ちだ。

振兴そのものを悪いとは言わないが、この時代、「振兴」と云ふとどうしても産業経済と直結しての言葉に聞こえてくる。何とはなしに抵抗を覚えるのである。確かに経済の伸長で解決のつゝこともあるが、一律に奮に立たせた結果、魅力が平板になってしまった場所のなんと多いことが。

「そのお金を出せる状況ではない今だからこそ、時代の価値観に「オーカス」を当てた「人の想い中心」の施策が活きてきたのだ。

バブル崩壊以後、突き詰めると、人の心を動かしてくるのは「不老長寿」と「自己実現」の二つである。

「不老不死」は無理でも、「長寿」はその気になれば可能だ。百歳以上の人人が一万人を超えたあたりから健康不安が増大していくと、この人も人間の性なのだけれど、生物体としてそこまで行けるのなら、あとはその人次第といふわけだから、その気にならん人は長寿のためにお金も時間も進んで供出するのである。

沖縄は自然も景観もいいが、魅力の最たるもののは「人」だと思う。「ここまでの約三十年、沖縄各地でいろんな人たちと出逢ってきたが、時間の流れ方が違うのが大らかな人が多かった。ガツガツもなければ「セ」「セもなく、一緒にいるだけで気持ちが和らぐ人ばかりだった。

地域創造に限らず、何をするにも基本は「人」だと思つ。全てをやり尽くしたかに見えるこの時代はなおのこと、「人」という原点を見据えるべきなのではないだらうか。

やじもと「不老長寿」のための素材がつまびらかに詰まっている沖縄はウエルネスマーケットも盛んだが、高齢化の波との兼ね合いで、「健康」というアイテムをもじり本格的に捉えてみてはどうだといふ。

一方の「自己実現」欲求はまだ見ぬ自分と出逢った、「こゝものだが、最近では見聞を広めるだけでなく、学んだことを他者に向かって表現したい」とつぶつと形が変わつてゐる。じつは、決して決縛の歴史や文化を繋ぐ策も本気で考えていい時期に来ている。

沖縄を政治的、経済的に動かして
いる人たるじ「振興」について話す時、
基地問題やインフラ整備に代表され
る野太い議論が中心にならがら「人
は後回しにならざるよつた氣がある。
国の金瓶(かねがめ)が枯渇しそう

よいと思へ。
—Jの先の人口動態からいへても、沖
縄を若者ターゲットと決め付く、「アマ
ヨリティー」を構成しつづける「日利ま
の大人たち」の楽園になるよう時間
をかけて創り上げてひいて欲しい。

化学物質管理促進法の施行について

本法に基づく届出をせず、又は虚偽の報告をした事業者は二十万円以下の過料が科されます。

五、罰則

②常用雇用者数二十人以上の事業者
 ③第一種指定化学物質の年間取扱量が一トン以上(発ガソリン物質は〇・五トン以上の事業所を所有する事業者)
 【施行当初二年間は五十分】

①製造業、原油及び天然ガス鉱業、金属鉱業、電気業・ガス業、熱供給業、下水道業、倉庫業、石油卸売業、燃料小売業、洗濯業、自動車卸売業、車整備業、機械修理業、商品検査業、計量証明業、一般廃棄物処理業、産業廃棄物処分業、高等教育機関、鉄道業、自然科学研究所
 以上二十三業種

第一次の要件の全てに該当する事業者です。
 第一種指定化学物質を製造、使用その他業として取り扱う等の事業活動を通して当該物質を環境に排出すると見込まれる事業者であつて、次の一の要件の全てに該当する事業者です。

オゾン層破壊物質 CFC・HCFC等
 その他 石綿等

四、対象事業者

六、実施予定

- ①平成十三年四月 取扱い量五トン以上の事業者等は排出量等の把握を開始
- ②平成十四年四月 取扱い量五トン以上の事業者等は排出量等の届出を開始
- ③平成十五年四月 取扱い量一トン以上の事業者等は排出量等の把握を開始
- ④平成十六年四月 取扱い量一トン以上の事業者等は排出量等の届出を開始

PRTR制度の体系

【対象事業者の要件】

- ①対象業種：製造業、金属鉱業、電気業・ガス業等 23業種
- ②常用雇用者数：21人以上の事業者
- ③年間取扱量：いずれかの第一種指定化学物質の年間取扱量が1t以上(発ガソリン物質は0.5t以上)である事業所を有する事業者等



ただし、当初2年間は、いずれかの第一種指定化学物質の年間取扱量が5t以上(発ガソリン物質は0.5t以上)である事業所を有する事業者

個別事業所毎、対象物質(354物質)毎に環境中への化学物質の排出量や廃棄物の移動量を把握



自社の排出量、移動量の位置づけを確認。化学物質管理活動の評価・改善

化学物質の排出、管理状況に関する国民の理解の増進

【施行期日】
 排出量の把握：平成13年4月～
 排出量の届出：平成14年4月～

排出量、移動量の推計値を国に届出

管理状況に対する評価

都道府県経由

物質別、業種別、地域別等の集計結果を公表

営業秘密に関する情報は直接国に届出(妥当性を国が判断)

データ開示



国民

事業所管大臣

経済産業大臣
環境大臣

個別事業所データの開示請求

環境省及び経済産業省は届出データを集計し、結果を公表するとともに、関係省庁へ通知

MSDS制度

一、マツリの制度とは

事業者による化学物質の適切な管理を促進するため、対象化学物質を所有する製品を他の事業者に譲渡又は提供する際に、その化学物質の性状及び取扱いに関する情報を(MSDS) Material Safety Data Sheet(化学物質等安全データシート)を事前に他の事業者に提供するのを義務付ける制度です。

二、具体的な手続き

対象化学物質を取扱う事業者は、他の事業者に対象化学物質の譲渡等を行つて際し、相手方の事業者に対して当該化学物質の性状及び取扱いに関する情報を提供しなければなりません。

提供方法は、文書又は磁気ディスクの交付その他省令で定める方法によります。

提供すべき情報は、第一種指定期間内に譲渡する際の「内容は六に記載」

三、対象物質

次の、の物質(合計四百三十五物質)が対象となります。

第一種指定化学物質(三百五十四物質)

人や生態系への有害性があり、環境中に広く存在(暴露性がある)と認められる物質として選定されたもの(マリマリ制度の対象物質と同じ)

第一種指定化学物質(八十一物質)と同様の有害性があるが、暴露性はそれより低くと見込まれる物質

業種、常用雇用者数、取扱量等の福切り要件はありません。

八、実施

平成十三年一月三日の提供開始(平成十三年四月まで)前記の勧告・公表措置は適用されません。

その他

四、対象製品

事業活動に伴い対象化学物質を環境中に排出する可能性がある製品

として政令で指定した次の物(つまりMSDSの提供が義務付けられます)。

第一種指定化学物質又は第二種指定気体又は液体の混合物等で第一種指定化学物質又は第一種指定化物質を1%以上(発ガソ物質は0.1%以上)含むもの

但し、次の物は除外されます。

固体状のもの、粉状や粒状のものを除く) = 金属板(管など)]

密封された状態で使用されるもの(= 冷蔵庫の冷媒、電池など)

一般消費者用の製品(= 家庭用洗剤、殺虫剤)

五、対象事業者

対象製品を他の事業者に譲渡又は提供する全ての事業者が対象です。

その旨を公表する必要があります。

六、提供する内容

日本語で次の事項を記載しなければなりません。

製品が含有する対象物質の名称、政令上の品番号・種類、含有率(有效効数字二桁)

MSDSを提供する事業者の名称、住所、担当者の連絡先

七、勧告・公表等

事業者が指定化学物質等(第一種

指定化学物質、第一種指定化学物質及びそれらを含有する製品)の管理を行う際の方程式として策定しました(平成十一年三月三十日環境庁、通商産業省告示第1号)。

指針の内容

事業者が指定化学物質等(第一種指定化学物質、第一種指定化学物質及びそれらを含有する製品)の管理を行う際の方程式として策定されました(平成十一年三月三十日環境庁、通商産業省告示第1号)。

- ・化学物質の管理の方法
- ・化学物質の使用の合理化対策
- ・化学物質の管理についての国民理解の増進(リスクコミュニケーション)
- ・化学物質の性状及び取扱いに関する情報(MSDS)の活用
- ・事業者は、本指針に留意して化学物質の管理を行つとともに、国民の理解を深めるよう努めなければなりません。

経済産業大臣は、本法に基づいてMSDSの提供を行なう事業者に対しては、勧告を行つことができ、当該事業者が勧告に従わなかった場合は

国及び地方公共団体は、本法の四



化学物質管理促進法の施行について

的を達成するため、次の措置を講ずるにあたります。

- 化学物質の有害性等に関する科学的知見の充実
- 化学物質の性状等に関するデータベースの整備
- 事業者に対する技術的助言
- 化学物質の管理状況等に関する情報の理解増進の支援
- 及び のための人材育成

おねつじ

この法律は、「これまで国等が個別に化学物質を規制していたのとは異なり、データ等の収集蓄積を行い、その公表をする」という点で情報公開要求にも対応し、また、事業者自ら化学物質を管理するところに特徴のある画期的な法律です。上記事業者をはじめ、国民の理解のもと該当する事業者の全員参加が原則であり、最も重要な点は、皆様の御協力をお願ひするところです。本件に関する詳細は、下記のホームページへのトクヤス又は担当課まで照べください。

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html

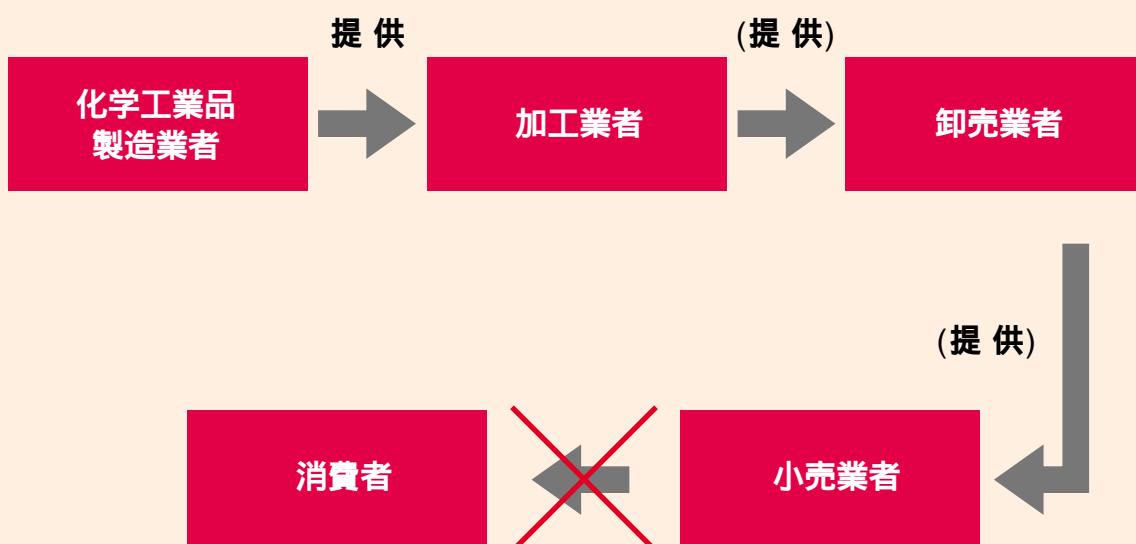
問合せ先
経済産業省 産業課
091-866-0067

MSDS(化学物質等安全データシート)

MSDS制度とは?

MSDS制度とは、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に基づき、対象化学物質(を含有する製品)を事業者間で取引する際、その性状及び取扱に関する情報(MSDS)の提供を義務づけるものです。これにより、MSDSを受け取る事業者は適切な化学物質の管理を行うために必要な情報を得ることができます。

MSDS提供の例



行政情報の公開の推進に向けて

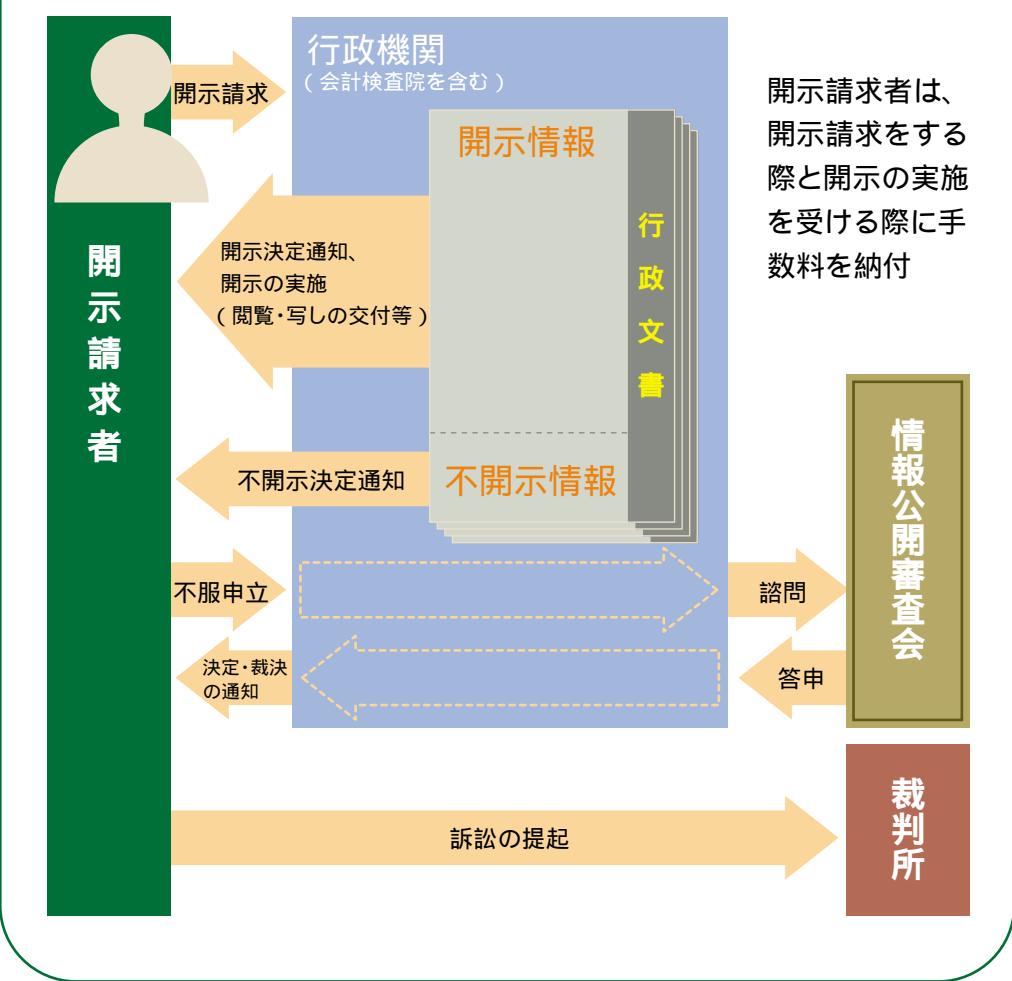
四月一日から「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(情報公開法)が施行されます。

情報公開法の定めるところにより、何人も、行政機関の長に対し、当該行政機関の保有する行政文書の開示を請求することができます。

決裁、供覧等手続を終了したものに限らず、職員が組織的に用いるものとして行政機関が保有する文書、図画及び電磁的記録(フロッピーディスク、録音テープ、磁気ディスク等に記録された電子情報)が開示請求の対象となります。

ただし、書籍等の市販物や、博物館、公文書館その他これに類する機関において一般の閲覧に供するために特別の管理がされている歴史的資料等は除かれます。

情報公開制度の仕組み



開示請求できる文書

開示請求の窓口

沖縄総合事務局情報公開窓口

設置場所等

〒900-8530
那覇市前島2丁目21番13号ふそうビル11階
TEL: 098-941-4810 098-941-4812
FAX: 098-941-4815

受付時間

午前9時30分～午後5時00分

国際会議等各種会議の沖縄開催の推進に向け 現地連絡会議が 発足

平成十三年一月十九日、在沖國家機関等で構成する「国際会議等各種会議の沖縄開催の推進に係る現地連絡会議」が発足しました。

第1回現地連絡会議

閣議了解を踏まえ、関係各省庁の局長級で構成する「各省庁連絡会議」が設置されるとともに、国が関与する国際会議等の沖縄開催の具体化及び推進の基本的な方針を定めた「基本方針」が決定されました。

この基本方針の中で、「早急に沖縄県の現地レベルにおける連絡会議を設置し、関係省庁出先機関、沖縄県、沖縄県内の関係機関の連携を強化し、受け入れの円滑化を図る」とされており、これから、沖縄総合事務局は沖縄県と調整した結果、関係省庁出先機関からの選定は沖縄総合事務局が、また、沖縄県及び沖縄県内の関係機関からの選定については、沖縄県がそれを行つこととした。

第一回目以降の現地連絡会議は、沖縄県における国際会議等の開催予定状況を勘査しながら、また、沖縄県及び開催予定の国際会議等に関する機関とも調整した上で、随時開催することとしています。

現地連絡会議は、沖縄総合事務局総務部長が主宰し、その庶務は、沖縄総合事務局及び沖縄県商工労働部観光リゾート局が相互に連携して行うこととなっています。

なお、現地連絡会議は十八人のメンバーで構成していますが、必要に応じて構成員以外の者の出席を求めることができるようになっています。

三、今後のスケジュール

国際会議等 各種会議の沖縄開催の 推進に係る現地連絡 会議構成員

- ・人事院沖縄事務所総務課長
- ・沖縄総合事務局総務部長
- ・那霸防衛施設局総務部長
- ・沖縄行政評価事務所総務課長
- ・沖縄総合通信事務所総務部長
- ・福岡入国管理局那霸支局総務課長
- ・外務省沖縄事務所副所長
- ・沖縄地区税關総務課長
- ・沖縄国税事務所次長

- ・琉球大学総務部長
- ・那霸検疫所長
- ・九州厚生局沖縄分室次長
- ・沖縄労働局総務部企画室長
- ・大阪航空局那霸空港事務所次長
- ・第11管区海上保安本部次長
- ・沖縄県商工労働部観光リゾート局次長
- ・沖縄県警察本部警務部警務課長
- ・(財)沖縄観光コンベンションビューロー
コンベンション振興部長

(平成13年1月19日現在)

農林水産部

国営宮古土地改良事業完工式

事業完工



完工式で挨拶する若林事務次官(当時)

一、国営宮古土地改良事業完工式
国営宮古土地改良事業及び緑資源公団宮古区域農用地等緊急保全整備事業完工式が、平成十二年十一月十五日に平良市内のホテルで多数の関係者出席のもと盛大に挙行されました。

式典では、国、公団、県・市町村から挨拶、祝辞等があり、小山洋輔総合

事務局長は、「宮古島有史以来とも言える水利用農業の展開が可能となり、地域の歴史が塗り替えられる」とは誠に感慨深い。」と式辞を述べ、続いて、沖縄開発庁長官(若林沖縄開発事務次官代読)から「このよだな新しい試みによる農業用水を、適切な維持管理により有効かつ効率的に活用され、地域の益々の繁栄につながることを確信している。」と挨拶がありました。

最後に、謝辞の中で、仲間宮古土地改良区理事長(城辺町長)から「この歴史的かつ壮大な水利施設の機能を最大に生かし、地域産業の振興に寄与すべく全力を傾注していく所存である。」との地元の決意が述べられ、式典は盛況のうちに閉会いたしました。

二、事業概要

本事業は、「水無し農業」からの脱却を図るため、平良市外二町一村の受益面積八千百六十haの畠地に対し、かんがいを行つものであります。

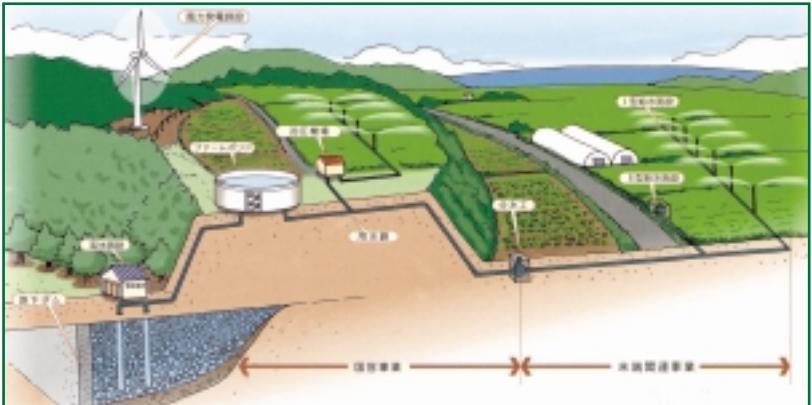
これによつて、干ばつの心配がなくなり、収量の高位安定と品質の向上を図ることも、新しく水を使った収益性の高い作物及び優良品種の導入が可能になります。



完工式で式辞を述べる小山局長(当時)

主要工事計画

施設	名 称	概 要				
		形 式	管 径	延 長		
用 水 路	送水路 幹支線水路 計	形 式 管水路 "	管 径 200~1,000mm 150~1,200mm	延 長 L=25km L=109km L=134km		
加 壓 機 場	東山第2加压機場 来間島加压機場	主ポンプ 150mm×2台 200mm×2台	保压ポンプ 50mm×1台 65mm×1台	形 式 実揚程 溝巻 溝巻	11.5m 41.0m	
フ ー ル ボ ン ド	野原岳ファームボンド 東山ファームボンド ミク峰ファームボンド 仲尾峰ファームボンド ピワ岳ファームボンド 来間島ファームボンド	有効容量 29,300m³ 30,800m³ 9,900m³ 43,800m³ 21,200m³ 2,330m³	内 径 73.5m 60.0m 34.0m 65.0m 52.0m 24.4m	高 さ 6.9m 10.9m 11.0m 13.2m 10.0m 5.0m	形 式 円形PCタンク	"
水 管 球 設 計	中央管理所 TC・TM施設 他	— 式				



三、事業経緯

昭和四十六年三月十五日から百八十五日間の降水量が百六十二㍉といつ大干ばつによって農作物が壊滅的な被害を受けたことが、本事業実施への契機となりました。

本土復帰直後からの農業用水確保のための調査では、昭和五十四年の皆福実験地下ダムの成功により、世界に例のない大規模地下ダムの基礎技術が確立されました。

事業経過

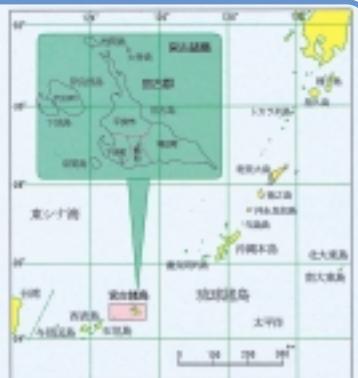
- 昭和46年3月～9月……宮古島大干ばつ(185日間の降水量162mm)
昭和47～48年度……宮古島農業用水調査
昭和51年10月………八重山宮古総合農業開発調査事務所宮古支所開所
昭和52年10月
～54年3月……………皆福実験地下ダム施工
昭和55年4月…………国営土地改良事業直轄調査宮古地区調査開始
昭和59～61年度……国営宮古地区全体実施設計
昭和62年9月…………国営宮古土地改良事業施行申請
昭和62年10月…………沖縄総合事務局宮古農業水利事業所開所
昭和63年3月…………国営宮古土地改良事業計画決定
平成2年2月…………国営宮古土地改良事業変更計画確定
平成2年2月…………農用地整備公団宮古地下ダム事業所開所
平成4年7月…………東山ファームポンド通水式
平成5年7月…………散水式
平成5年11月…………砂川地下ダム止水壁締め切り完了
平成8年3月…………全ファームポンド完成
平成10年12月…………福里地下ダム止水壁締め切り完了
平成12年3月…………風力発電施設本体完成
平成12年11月…………事業完工式
平成13年3月…………事業完了

このことが、昭和五十五年度からの国営宮古地区調査、その後二年の全体実施設計を経て、昭和六十一年十月の本事業着手に繋がりました。平成元年度には、本事業の早期完成を目指す目的等から、砂川及び福里地下ダムの施工を農用地整備公団(現・緑資源公団)に継続し、以後、事業体制で推進してまいりました。

四、水無し農業からの脱却に向けて

宮古農業水利事業概要図

<水路とかんがい地区>



事業着工以来十四年、一部地域では既に造成施設が利活用されて水への不安が解消され、さとうきびの生産性向上の実証、野菜や熱帯果樹の導入等、様々な「水利用農業」が実践されています。

今後は、本事業の成果発現に向け、関連事業の銳意進捗とともに、水利用技術の研鑽等により、宮古島の特性を活かした農業が一層発展していくことが大いに期待されます。



ベンチャーブラザ沖縄 —100— の開催について



平成十三年四月二日(金)～四月十日の二日間、宜野湾市の沖縄コンベンションセンター展示棟で「ベンチャーブラザ沖縄—100—」が開催されました。

独創的なアイデアや他にはない技術で新規事業に挑戦するベンチャー企業は、我が国経済の活性化の牽引力として、また新たな雇用の場として期待されています。

このような観点から、政府としてはベンチャー企業等新規事業の育成支援のための各種施策を講じているところであり、「ベンチャーブラザ」もその一環として、平成八年度から全国九カ所で実施されています。

今回で五回目の開催となる「ベンチャーブラザ沖縄」ですが、「ビジネス」、「特許」、「人材」のそれぞれの出会いをテーマとして、昨年から、特許庁及び沖縄総合事務局主催の「特許流通フェア in 沖縄」、雇用・能力開発機構主催の「人と仕事の交流会」

（株）ジーエヌエー
電子商取引におけるアプリケーションサービス・プラットフォーマー事業事業内容：企業・個人の構築するオンラインショッピングをホスティング（レンタルサーバー）サービスにより支援するもの』

ースとの併催事業として取り組んでいます。

「ベンチャーブラザ沖縄」の開催に当たっては、昨年八月に出展企業等の募集を開始したところ、県内外から多くの応募があり、審査の結果、次の十一者のビジネスプランを選定しました。

（株）テック

「使用済鉛バッテリーの再生システム及び再生事業」事業内容：「カーポバルスシステム」による使用済みバッテリーを再生するハウハウの供与及び販路拡大に供するもの』

（株）EMO研究所

「広域有機物大型最終処理場設立及び環境農業整備事業」事業内容：一般廃棄物からの収集運搬及び処理、有機農業による生産販売に供するもの』

（株）ジーエヌエー
電子商取引におけるアプリケーションサービス・プラットフォーマー事業事業内容：企業・個人の構築するオンラインショッピングをホスティング（レンタルサーバー）サービスにより支援するもの』

ハウスター・マイ

天然シロアリ防除剤開発事業

内容：天然シロアリ防除剤の公共工事、企業工事、個人住宅向けの施行及び販売を行うもの』

三井琉球温熱療法院

温熱医療器具販売プロジェクト事業

内容：三井式温熱療法により全員療法の普及を図るもの』

(株)トリム

廃ガラス・廃ビンからの再資源化リサイクルシステムプロジェクトの開発事業

内容：使用済み有用ガラス瓶や廃板ガラス類を原料とする多用途新製品の製造技術及び製造プロト装置の販売を行うもの

ナイルインター・ナショナル

環境対応型包材開発プロジェクト

ト『事業内容：一般の個人消費者向けに既存の使い捨てレジヤーカッ

ブやプラスチック皿の代替商品企画販売を行うもの』

(株)E-ポイント沖縄

インターネットを活用したスーパー

ーの展開事業内容：インターネットを利用し、沖縄県外の消費者

者に対して沖縄県産品を中心に商

品販売を行うもの』

(株)サイバー・アシスタンス

建築積算ソフト「夢」販路拡大ブ

ロジェクト事業内容：「デザー」に、無



(有)東亞技研

上下水道料金の低減に資する節水器の販売拡大プラン』事業内容：水洗トイレが付いているすべての公共施設、一般住居等で取り付け可能な節水器の販売を行うもの』

（有）キノー食品開発

人体の免疫効果を高めて自然治癒力を増強する機能性食品の開

発事業内容：現代社会で増加の一途を辿る成人病・生活習慣病を予防したり改善する種々の食品開発を行うもの』

オクダイラ

対向ピストン式ディーゼル機関の開発プロジェクト』事業内容：小型

軽量で高出力を誇る対向ピストン式ディーゼル機関の圧縮比と排気量を可変制御する対向ピストン式ディーゼル機関の開発を行うもの』



ベンチャープラザ開催当日は、これらの方々が、投資家や将来のビジネスパートナーとなる方々に対して、自らのビジネスプランのプレゼンテーションを行うとともに、個別ブースにおいて商談を行ったり、来場者に対し技術や製品のPRを行いました。

また、会場に併設された「施策普及」「T-ナード」では、沖縄総合事務局経済産業部、沖縄県といった行政機関や商工会議所等の団体、沖縄振興開発金融公庫等の金融機関が各自のブースを設け、ベンチャーエンターナースを支援するための施策や融資等の説明を行い、創業等を予定している来場者の相談に応じました。

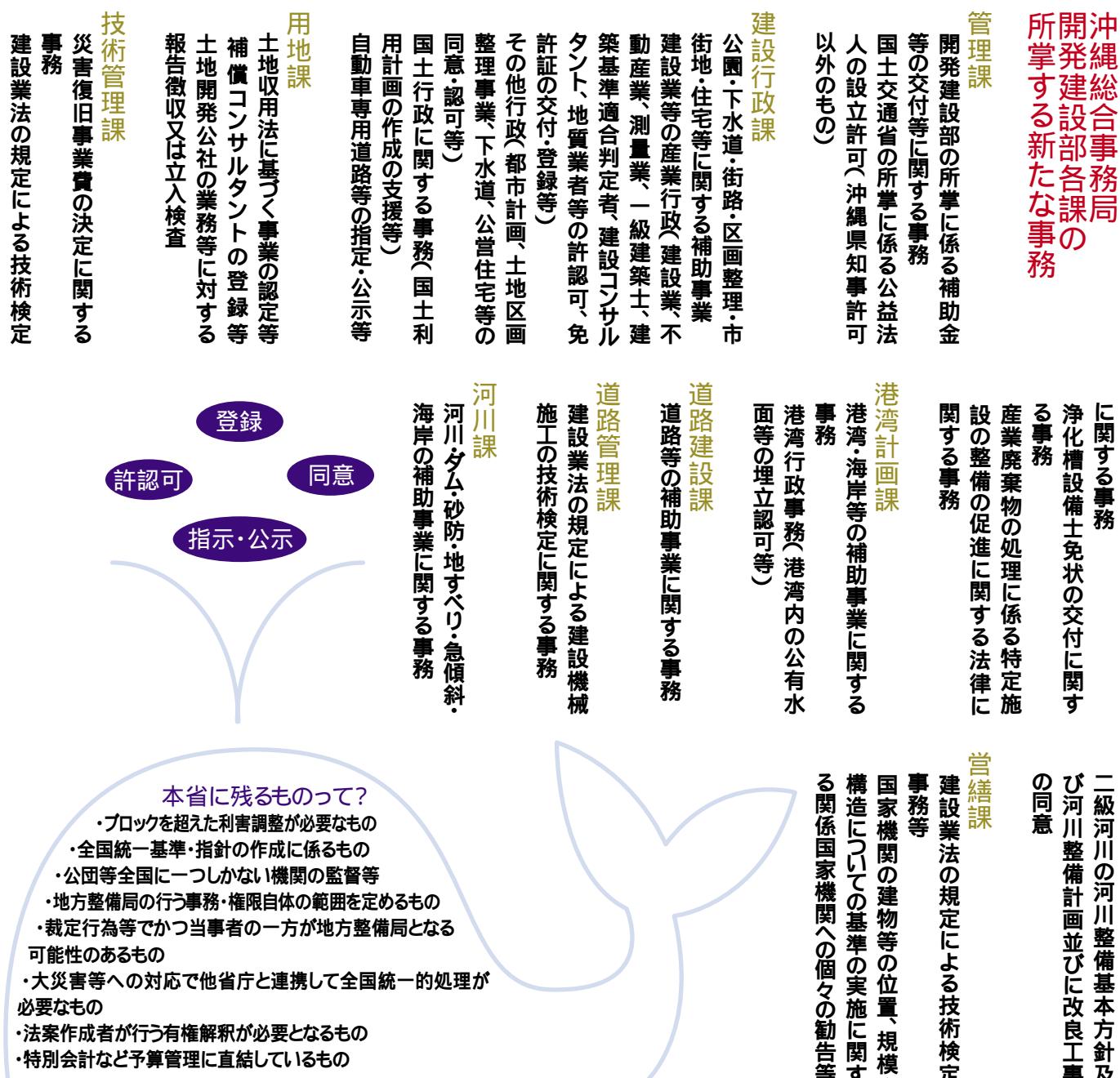
なお、「ベンチャープラザ沖縄」〇一の来場者は一日間で延べ四百人にのぼり、「特許流通フェア」人と仕事の交流スペースの来場者を合わせると、延べ四千三百人以上来場いただきました。

開発建設部…省庁再編に伴い 国土交通省から権限委任された 新たな事務

開発建設部

平成13年1月6日の中央省庁再編に伴い、国土交通省から新たな事務が開発建設部に委任されることになりました。その主な内容は以下のとおりとなっていますが、事務の開始時期については、補助金等に関するもの以外は平成13年1月6日から、補助金等については4月1日からとなっています。

なお、広域又は全国的なもの、あるいは全国統一的な基準に係るもの等については、従来どおり国土交通省の事務となります。また、補助金等については本省配分事業(本省が交付決定)と一括配分事業(沖縄総合事務局長が交付決定)がありますが、本省配分事業については交付申請書受理・審査等の事務を、また一括配分事業についてはすべての事務を開発建設部で行うこととなります。



補助金の一括配分対象(沖縄総合事務局長が交付決定)となる各事業

道路：維持修繕、地方道（地域高規格・公団分を除く）交通安全・雪寒、交通環境改善
河川：河川改修、統合河川整備、準用河川改修、河川修繕
ダム：ダム湖周辺環境整備、堰堤改良、修繕
砂防：渓流再生、砂防環境整備、砂防施設修繕
地すべり：地すべり防止施設修繕
海岸（建設）：局部改良・補修、海岸環境整備
下水：市町村補助公共下水、都市下水路等
公園：大規模公園、閣議決定等により開催決定となった行事等の対象となる公園以外のもの
街路：地域高規格道路、連続立体交差、モノレール、新交通システム以外のもの
区画整理：市町村が施行するもの
市街地：まちづくり総合支援
住宅：公営住宅
港湾：地方港湾改修、港湾施設改良費統合補助及び地方港湾に係る廃棄物処理施設等と緑地等施設
海岸（湾港）：補修費統合補助及び地方港湾に係る海岸保全施設、海岸環境、公有地造成護岸

建設業許可事務等関係一口メモ

この度、国土交通省から委任された「建設業、不動産業等の産業行政」の内容としては、

建設業	建設業の許可、建設業者の指導監督、技術検定等
不動産業	宅地建物取引業の免許、宅地建物取引業者の監督等
測量業	測量業者の登録、測量業者に対する助言等
一級建築士	免許証の交付、登録事項変更届に関すること
建築基準適合判定資格者	登録証の交付、登録事項変更届に関すること
その他	建設コンサルタント、地質調査業者の登録等

以上については沖縄総合事務局で許可・登録等を取り扱うこととなります。下記の事項について注意が必要です。

建設業許可の申請(2以上の都道府県の区域内に営業所を設置しているもの)

建設業の許可は沖縄総合事務局で行いますが、申請等は従前どおり建設業者の主たる営業所の所在地を管轄する沖縄県を経由

経営事項審査の申請(2以上の都道府県の区域内に営業所を設置しているもの)

経営事項審査は沖縄総合事務局で行いますが、申請等は 同様に沖縄県を経由して下さい

宅地建物取引業、一級建築士、建築基準適合判定資格者に関する申請

登録事務は沖縄総合事務局で行いますが、申請等は従前どおり沖縄県を経由して下さい

閲覧所設置のお知らせ 沖縄総合事務局開発建設部に、当該管轄区内の建設業者等提出書類の閲覧所を設置しました。

問い合わせ先

沖縄総合事務局開発建設部建設行政課建設産業係 TEL.098-866-0031(代)内3171
住所:那覇市前島2丁目21番13号ふそうビル9F FAX.098-866-3044

輸 部

改正海上運送法のポイント

海上運送法が改正されました

海上運送法が平成十一年六月に改正され、平成十二年十月一日から施行されました。

新しい法律では、一般旅客定期航路事業について、需給調整規制を廃止して、参入が免許制から許可制へ改められ

たほか、運賃、運航ダイヤ、事業の休廃止等についても規制が緩和されるとともに、人の運送をする全ての船舶運航事業に安全規制及び利用者保護規制が適用されることになりました。

また、旅客船(十三人以上の旅客定員を有する船舶)による乗合旅客運送は、原則として定期航路事業で行われるものとし、旅客不定期航路事業による乗合旅客運送は、通船及び遊覧航路以外の航路においては、認められません。



需給調整規制の廃止

離島をかかえる本県にとって離島航路事業の維持及び安定は、離島住民の交通手段及び生活物資を確保する上で極めて重要な役割を担っており、現在、二十四事業者が二十三

旅客不定期航路事業における乗合運送の禁止

今まで旅客不定期航路事業で行つたことが可能だった乗合運送については乗合は禁止(通船、遊覧船については乗合可)になり、旅客不定期航路事業を行ふ旨とてある事業者で引き続き乗合運送を行おうとする事業者は、一般旅客定期航路事業に移行することになりました。

安全規制・利用者保護規制の適用が拡大

従来、海上運送法の規定が適用されてなかた総トン数五トン未満の小型船舶(旅客定員十一人以下の船舶)で人の運送を行つてゐる事業者についても、新たに事業開始の届出や安全規制(運航管理規程の届出、輸送の

航路において定期航路事業を営んでいます。

今回の海上運送法の改正により需給調整規制が廃止され、今後は、離島航路であっても指定区間(運輸大臣が、関係都道府県知事の意見を聴いて指定した区間)に新規に参入する事業者は、基準を満たしていれば自由に参入することが可能となりました。

次のような事業者に安全規制及び利用者保護規制が適用されます。

「非旅客船(旅客定員十一人以下の船舶)により人の運送をする者」「旅客船により人の運送をする者のうち、(1)航路を定めずに運航をする者(2)一定の航路で特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送を行つる者」

注1 総トン数五トン未満の船舶(専ら湖沼・河川において営む総トン数二

十トン未満の船舶も同じ)によつての運送をする者であつて

①一又は二に該当する者

②一定の航路で旅客船により年間に三十日以下の運航をする者

については、これまで海上運送法の適用を除外されていましたが、平成十二年十月から、事業開始の三十日前までの届出が必要となるとともに、

安全利用者保護規制が適用される

ことになります。

注2 ひかい船のみをもつて営む船舶

運航事業については、引き続き海上

運送事業の適用除外となっています。

(3) 「遊漁船」であっても、遊漁行為

又は磯(瀬)渡し行為以外の人の運送をする場合には、海上運送法の手続きが必要となります。



沖縄総合事務局長への届出が必要です。事業を廃止したときは、三十日前に内に届出が必要です。

二、安全規制(運航管理規程の届出等、輸送の安全確保命令)

(1) 運航管理規程の届出等

運航管理規程は、船舶運航事業者が船舶に運航管理の組織、運航の基準に関する事項並びに輸送の全確保のため同事業者及び従業員が遵守すべき事項を定めたものであり、沖縄総合事務局長への届出が必要です。

その他法令に定める手続・命令として次に掲げるものがあります。

運航管理者の選任・解任の届出

運航管理規程の変更命令

運航管理者の選任・解任の届出

運航管理規程の変更命令

(2) 輸送の安全確保命令

沖縄総合事務局長は、人の運送をする船舶運航事業者に対し、運送の安全を確保するため必要な措置(輸送施設の改善等)を命ずることがあります。

四、その他(報告の徴集、立入検査)

沖縄総合事務局長は、必要がある

これらの事業者に適用される手続き、命令等は次のとおりです。

一、事業開始・廃止の届出

事業開始の日の三十日前までに沖

(1) 保険契約締結命令

三、利用者保護規制(保険契約締結命令、運賃・料金及び運送約款の公示、不当な差別的取扱いの禁止)

せなど等ができます。

沖縄総合事務局長は、人の運送をする船舶運航事業者に対し、船客に対する損害賠償のため保険契約の締結を命ずることができます。

(2) 運賃・料金及び運送約款の公示

運送約款は、集団的取引を迅速かつ安全にするために、あらかじめ定型的に定められた契約の条項で、事業者がこれにより多数の個別の取引するわざ(運送行為)を行う約束事となるものです。省令で記載事業が定められております。

運賃・料金及び運送約款は、運航する航路の営業所等への掲示及び船舶への備え付けが必要です。

(3) 不当な差別的取扱いの禁止

事業者は、特定の利用者に対して不当な差別的取扱いを禁止されており、運送約款では運送の申込みの順序により運送を引き受けける旨の記述が要求されます。

例えば

- | | |
|---------------------|------------|
| 1. 無届出で営業した場合 | 100万円以下の罰金 |
| 2. 運賃・料金・運送約款の非公示 | 100万円以下の罰金 |
| 3. 運航管理規程・運航管理者の無届出 | 100万円以下の罰金 |
| 4. 運航管理規程変更命令違反 | 100万円以下の罰金 |
| 5. 運航管理者解任命令違反 | 100万円以下の罰金 |
| 6. 不当な差別的取扱い | 100万円以下の罰金 |
| 7. 輸送の安全確保命令違反 | 100万円以下の罰金 |
| 8. 保険契約締結命令違反 | 100万円以下の罰金 |

法に定める手続きを行わない場合
又は
命令に従わない場合は、
罰則が適用されることがあります。

開発建設部

那覇第2地方合同庁舎の建設に着手



那覇第2地方合同庁舎のパース

施設概要

(1)建設場所
沖縄県那覇市
おもろまち2丁目1番

(2)敷地面積
約22,000m²

(3)構造・規模
全 体 延べ面積約40,000m²
1期棟 鉄筋コンクリート造 地下1階地上4階建
延べ面積約10,500m²

(4)入居官署
全 体 沖縄総合事務局 他13官署
1期棟 沖縄労働局 他6官署

(5)予定工期(1期棟)
平成13年3月～平成15年6月

那覇第2地方合同庁舎は、市内に散在する国の機関が入居する施設の老朽・狭隘の改善、借り上げ庁舎の解消、利便性の向上などを目的に合同集約化するものです。

この度、一期棟の建設工事に着手しますので、その概要をお知らせします。今後、平成十五年度の完成を目指して建設工事を進めて行く予定です。

設計概要

那覇第2地方合同庁舎が建設される周辺地区は、平成十一年八月に那覇新都心シビックアーバンとして整備計画が策定されました。この制度は、官公庁施設や商業・業務施設等を含めた都市の拠点地区を形成するなど、そこに集まる人々により便利な行政サービスを提供するとともに、地域の顔となるような新しい魅力と賑わいのある地区づくりを推進するものです。

当施設の設計に当たっては、シビックアーバン地区整備制度の整備方針を取り入れ、敷地周囲にゆとりをもたせて歩道と一体となった魅力ある空間に整備をすると共に、低層建物(一期棟、二期棟)を前面道路側にて中央に高層建物(一期棟)を配置することにより、周辺に対し圧迫感をなくしています。

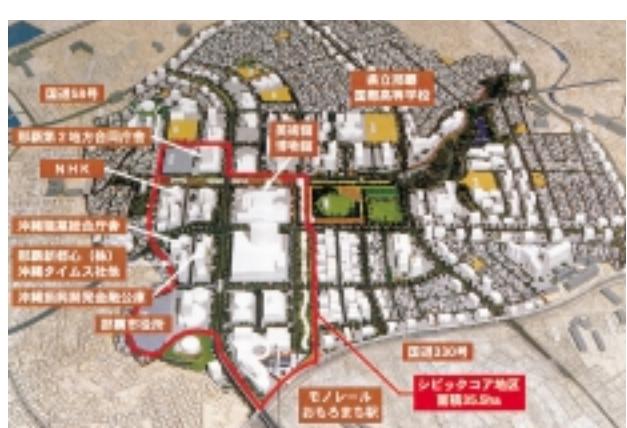
公園側には、レストラン等の厚生施設を集約し、職員だけでなく市民への開放を考慮しています。また、歩道や交差点に十分なオープンスペースたまり空間()を確保すると共に、敷地内の通り抜け動線(スジクワード)を設けることなど、地区を利用する人々や周辺環境に配慮した配置計画としています。

環境への配慮として、雨水・再生水の利用、太陽光発電による自然エネルギーの利用、ルバーや熱線反射材

ラス等による冷房負荷の低減、建物中央に中庭を設けての自然採光及び自然通風など様々な対策を行っています。



配置図



新都心全体の予想図

財務部

たばこ小売販売許可等にかかる説明会の実施について

平成13年2月20日から23日にかけて、県内のたばこ販売業者等を対象に「たばこ小売販売許可等にかかる説明会」を実施しました。

この説明会は 未成年者へのたばこ販売防止についての徹底を図ること、たばこ小売販売許可に当たつての留意点や無許可自販機の是正等の取組状況の説明等たばこ事業法令の遵守の徹底を図るために開催されました。説明会では沖縄県警察本部少年課から「未成年者喫煙禁止法の改正点」について、財務部から「無許可自販機の改善状況等」「許可申請における留意事項」について説明がなされました。

財務部においては、無許可たばこ自販機の実態調査を踏まえ、無許可たばこ自販機の撤去指導の強化や関係機関の協力の下「たばこ自販機の適正設置及び適正管理の推進」について周知を図ってきており、今後も関係機関と連携を強め、たばこ事業法令等の遵守に努めていくこととしています。



13年2月20日平良市

13年2月21日 石垣市

13年2月23日那覇市

総務部

第40回沖縄振興開発審議会開催

省庁再編後初の沖縄振興開発審議会が平成13年1月30日午後、内閣府講堂で開催されました。

沖縄振興開発審議会は、沖縄振興開発に関する内閣総理大臣の諮問機関として内閣府に置かれています。

今回の会合では、まず、事務局から、これまで沖縄開発庁に置かれていた同審議会が、平成13年1月6日の省庁再編に伴って内閣府に置かれることになったこと、中央省庁改革のための整備に関する法律の施行により、委員の構成が、これまでの30名以内から20名以内の構成に変更になったこと等、審議会の新たな構成、体制についての説明が行われました。

引き続き、新会長の互選が行われ、法政大学の清成忠男総長が選任されました。

その後は、清成新会長により議事が進行され、橋本沖縄及び北方対策担当大臣、仲村内閣府副大臣のご挨拶の後、審議会運営規則の改正が原案どおり決定されました。また、事務局から、「平成13年度予算案」と「ポスト3次振計に向けた検討状況」の報告がなされました。

その後の自由討議では、ポスト3次振計に向け今後の沖縄の振興について、委員から「沖縄にIT立国の戦略的な位置づけを与えるように検討すべき」「少子高齢化時代に対応すべく多世代間交流の場としていくことも必要」「沖縄を健康保養地として位置づけ、健康食品産業の振興につなげていくことが必要」「福祉や健康な環境づくりの観点からのインフラ整備が必要」等の意見が出されました。

なお、専門委員会における調査審議の最終報告が総合部会を経て審議会に報告された後、本年7月頃には、審議会として内閣総理大臣に意見具申をする予定になっております。

TOPICS

運輸部

一般貨物自動車運送事業者 (5両未満)への集団指導開催される

運輸部陸運第一課・陸運第二課では、12月4日の中部地区、19日の南部地区と一般貨物自動車運送事業者の5両未満の事業者を対象に集団指導を実施しました。両日とも、夕刻の開始にもかかわらず、代表者及び事務等担当者総勢339名の出席がありました。

当該集団指導は、事業者の指導監督育成の観点に立って、法令遵守事項等の説明会を定期的に実施し、事業者はその説明に基づき自主的にチェックを行い、貨物自動車運送事業法及びその他の関係法令の適正な運用を図ることを目的として実施するものです。

管内事業者は平成12年3月末現在、1,069事業者数で、この内、保有車両数5両未満の事業者が710者で(全体の66.4%)占めています。

このため、講習内容として、輸送秩序の維持及び安全確保を図っていくための事業のあり方について、道路運送車両法の一部改正について、整備管理・運行管理及び運転者の指導教育等のあり方について、

本年度の規制緩和について、ビデオによる点検・点呼の方法について、

監査時の指摘事項について、等を行いました。

最後には、出席者と意見交換を行い集団指導を終了しました。

経済産業部

「平成12年度省エネルギー推進沖縄大会」の開催

沖縄総合事務局では、(財)省エネルギーセンターとの共催により、平成12年度省エネルギー推進沖縄大会を平成13年2月22日(木)に開催しました。

この大会は、省エネルギー意識の一層の高揚を図ることを目的として毎年2月の「省エネルギー月間」に行っているものです。

大会では、エネルギー管理の推進に不断の努力を重ねエネルギーの使用の合理化を図ったオリオンビル(株)名護工場をエネルギー管理優良工場として沖縄総合事務局長表彰するとともに、省エネルギーボスターコンクールの沖縄地区優秀作品として、友寄綾香さん(糸満市立西崎中学校2年)、仲宗根優子さん(沖縄市立北美小学校3年)、伊禮まどかさん(糸満市立西崎中学校3年)、学校奨励賞として糸満市立西崎中学校、また、エネルギー管理功労者として内田正粹さん、野上正巳さん(いずれも電源開発株式会社石川炭火力発電所勤務)を(財)省エネルギーセンターが表彰しました。

併せて開催されたエネルギー管理者シンポジウムでは受賞者等から、エネルギー管理手法、省エネルギー事例発表等が行われました。



農林水産部

~緑の美ら島づくり~ 「緑の募金」運動がスタート

「21世紀、森林は優しく温かい。ずっとつなげていくために、できることからはじめませんか。」を合言葉に、沖縄県における「緑の募金」運動(期間:2月1日~4月30日、主催:沖縄県緑化推進委員会)がスタートしました。

本県では、先の大戦によって森林が大きく荒廃したことから、緑化に対する県民の意識は高く、また、近年の都市化の進展や地球温暖化等により、「緑」を求める要請が一層高まっています。

募金運動の初日に当たる2月1日には、伊良皆会長(県議会議長)やミニス沖縄が沖縄総合事務局を訪れ、吉田局長から第一号募金の協力を受けました。その後、農林水産部の来間総務調整官ほか担当職員とともにパレット久茂地前での街頭募金で、協力を呼びかけました。

県内の募金目標額は7千万円で、期間中は緑の少年団や林業・緑化関係者による街頭募金をはじめとした募金活動が各地で展開されることになっています。

なお、「緑の募金」は、学校をはじめ、公園や街路の緑化及び緑の少年団の育成、県民の緑化に対する意識の高揚を図るためにPR活動等に活用されることになっていますので、皆様の積極的な募金をお願いします。



海洋博余場から伸びる車の列は
果たしてひじまひだつてござる。
那覇の我が家が途方も無く遠い場
所に感じられ(実際今よりもそこ
はまるかに遠い場所でした)、会場で
打ち上げられている花火の音が意
識の中で徐々に小さくなり、やがて
私は眠つてござりました。一九七
五年。当時小学校の低学年だった
私は家族と一緒に国際海洋博
覧会に出かけました。楽しかった思
い出が印象深く残っています。その

琉球放送報道局報道部記者

砂川 裕



アクアポリスの売却・ 解体から始えた」と

――印象に残った取材から――

海洋博の開催から四分の一世纪

が過ぎました。一九七五年、一九八〇年
の沖縄は、まだあいまいな時代が終
り、これからは、夢をもつて、新たな時代
に向かう、という時代でした。そこで、
どうして、沖縄が、この時代に、世界に
注目されるべきか、それが、この取材の
目的でした。

しかし、沖縄が、この時代に、世界に
注目されるべきか、それが、この取材の
目的でした。そこで、どうして、沖縄が、
この時代に、世界に注目されるべきか、
それが、この取材の目的でした。

しかし、沖縄が、この時代に、世界に
注目されるべきか、それが、この取材の
目的でした。そこで、どうして、沖縄が、
この時代に、世界に注目されるべきか、
それが、この取材の目的でした。

思い出を何度も反繻ひたる出来事が去年ありました。アクアポリスの売却・解体です。まさか記者として二十五年の歳月を経て再びアクアポリスの中に入るとは夢にも思っていませんでした。入り口の長いエスカレーター、闇の中下がる魚の模型その背景に描かれた海底基地。わくわくした想い出て胸にしあわててきたが、私にとって廃墟と化した巨大な夢の跡はやはりシックでした。そしてアクアポリス見取りの強く後押しつたことは周知の事実です。沖縄にとって四標とされた本土(日本)もまた経済発展の向こう側に青い世界を描いていたと言えます。夢の海上都市「アクアポリス」はそのひとつ象徴だったのかも

と思いつた課題を突きつけたのです。一九七五年。復帰直後の当時は沖縄の進むべき方向に関して、本土並み」と云ふ四標のトである程度「ハセンサバがあつたように思います。海洋博の開催がいつした方向性を強く後押ししたことは周知の事実です。沖縄にとって四標とされた本土(日本)もまた経済発展の向こう側に青い世界を描いていたと言えます。夢の海上都市「アクアポリス」はそのひとつ象徴だったのかも

ではありません。海洋博の開催からあぶりだされる事柄は、当時の人々が、目標としてその向かい側に共通の夢をもつてたところではないでしょうか。夢の通過点となる現在をどう捉えるのか、環境問題を例にして姿を現すはずだった観光資源はぐくらげられました。一億円と云ふ破格の値段で国から譲り受けたアクアポリスは、結局多額の負債を残し、観光資源開発の難しさ、これが印象深く残っています。その

第三セクター方式の経営の甘さなども、それが、この時代に、世界に注目されるべきか、それが、この取材の目的でした。



橋間 元徳

社団法人 日本海洋開発建設協会常勤顧問
(元開発建設部長)

沖縄在勤の思い出

「部長、お風呂はん一緒に食べませんか」

私が沖縄に赴任して初めての昼休みだったと思うが、秘書の山城久美子さんから声をかけられた。何人かの方も御緒されて、局内食堂の「芭蕉」で楽しむ食事になった。「芭蕉」と「ぬしゆいふ」「ソーキやな」などの沖縄料理も食べられる。また局内の多くの人が利用しているので普段個室にしてる私にとっては、「こんな人に会える場でもあった。

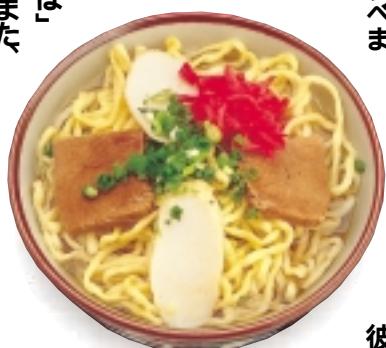
しかし、彼女達と話をしながら食べるの昼食はまた格別である。

その後も山城さんは私を誘ってくれたし、私も彼女達を誘って何度も昼食会を楽しんだ。そしてそれを機に私はいろんな方をも誘って楽しく昼食会をした。

沖縄では楽しく思ひ出がたくさんあるが、彼女達をはじめいろんな方と週に1回の昼食会を楽しんで樂しかったものはない。

「ここには開発建設部長室ですか」私が出張先ながら電話をかけた。秘書の伊是名真紀さんの明るい声が聞こえてくる。実際に気持ちの良い応対をしてくれるが、ともかくこの電話の第1声、「ここにちば」という言葉の響きが美しく良い。

在勤中多くの方が私を尋ねてきてくれだが、秘書のこの第1声を聞き



彼女に会ったくて
来てたどこう

人が何人
かいだ。お
かげで私
のことま
でほめて
くださった
方がこな
ーの「じこに」
ちば です」この電話の応対には、沖縄では良く出るが、何し必ず女性の場合だ。電話のこの第一声に多くの男性が感激して、「このではないか。」と思われるよつせいかに気分が良くなれば期待してみるのだが。

今でも私は沖縄に電話をかけて「じこにかわせ」を聞くと、それがでかけて良かつたと思つ。恩納松下にちぢの碑の立ち少し恋しぬぶまで「んちやねさみ」だいた恩納酒造の「ナビ」という泡

高台には平和を祈る多くの琉歌が刻まれていて、「これは戦後つくられたのであれば、心を打つ歌ばかりだ。沖縄の魅力は、単にサンゴの海がすばらしいことだけではなく、このよつたな伝統文化に支えられて、「かわい」その奥が深く、また光り輝いていて、その感じと思つ。



今から四百年も前に何人かの女流歌人が書はばらしの歌をたくさん残していく。また、沖縄でメロディーをつけた良く歌われて、「見晴話」「トランサグメ花」など多くの歌が、その歌詞をよく読みみると琉歌なのだ。そして、今も綿々と受け継がれて作られている。沖縄の人からじたゞく年賀状や挨拶状などで琉歌を書いて下さる方がある。

普天間飛行場を見下ろす嘉数が刻まれていて、「これは戦後つくられたのであれば、心を打つ歌ばかりだ。沖縄の魅力は、単にサンゴの海がすばらしいことだけではなく、このよつたな伝統文化に支えられて、「かわい」その奥が深く、また光り輝いていて、その感じと思つ。

私は、沖縄に来て初めて「琉歌」という定型詩があることを知った。

私は、琉歌を書く

「私は、沖縄に来て初めて「琉歌」という定型詩があることを知った。



沖縄国際洋蘭博覧会2001 最優秀賞 沖縄国際洋蘭博覧会大賞(内閣総理大臣賞)を受賞した「Epi.Venus Valley 'Red Diamond」稻嶺 盛昭さん出展

沖縄総合事務局
ホームページアドレス <http://www.ogb.go.jp>